【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】関東財務局長【提出日】2025年 6 月26日【会社名】富士興産株式会社

【英訳名】 FUJI KOSAN COMPANY, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川崎 靖弘

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地

【縦覧に供する場所】 西日本支店

(大阪市西区土佐堀一丁目5番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長川崎靖弘は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」)の財務報告に係る内部統制の整備及 び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財 務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基 本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

当社グループは、複数の事業会社から構成されており、それぞれが異なる事業領域・業務形態を有する連結グループです。このため、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を選定するにあたっては、各事業の主要業務の規模と影響度を示す指標として、売上高、売掛金及び棚卸資産を用いることが合理的であると判断いたしました。これらの指標は、財務的に重要であるだけでなく、事業運営の中核機能と密接に関係しており、不正や誤謬のリスクが高い業務領域を含むことから、質的重要性の観点からも妥当な評価基準であると考えています。

以上を踏まえ、全社的な内部統制の評価結果が良好であることを前提に、各事業拠点の前連結会計年度における 売上高(連結会社間取引消去後)、売掛金及び棚卸資産の金額が高い拠点から順に合算し、連結売上高、売掛金も しくは棚卸資産の概ね3分の2に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しています。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして固定資産の減損プロセス等を財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断 しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。